

効果的な案件に集中するための体制づくりと審査・評価体制の強化に関する提案

2010 年 6 月 18 日 田辺有輝<「環境・持続社会」研究センター（JACSES）>

A. 効果的な案件に集中するための体制づくり～除外リスト

背景：

- NGO 側は、投入可能なリソースに限りがある中で質の高い援助を行うべきとの認識から、環境・社会リスクの高い案件をあらかじめ支援対象から除外するためのリストの設定を求めてきた。
- 外務省からは、除外リストを作ることによってリスト以外の案件は援助してもらえとの印象を相手国に与えてしまう、柔軟な対応ができなくなる可能性がある、教訓をフィードバックする仕組みを作れば十分である等の返答があった。

問題提起：

1. 最終とりまとめ案では「選択と集中による戦略的援助」の具体的な基準及びこれまでの案件選択方法との変更点が不明なため、問題案件が本当に除外されるか明確でない。
2. 除外カテゴリを設定することで、案件の早期段階に高リスク案件から手を引くことができること、限られた予算の中で調査費用・リソースの有効活用が可能となること等のメリットがある。
3. 過去の教訓を確実にフィードバックするためには、NGO を含めた公開の場で過去の ODA 案件を検証し、そこからの教訓をまとめた報告書を協働で作成するプロセスが必要である（関西 NGO 協議会提言参照）。

B. 審査・事前評価及び事後評価体制の強化

背景：

- NGO 側は、評価における批判的観点からの省察が不十分、評価の教訓が審査に適切にフィードバックされていないとの認識から、JICA における独立性の高い評価部局の設置、外部評価委員人選時の独立性要件の設置、外部評価委員会等への一般参加・発言の許可を求めてきた。
- 外務省からは、審査・評価への NGO 参加の確保、過去の評価書へのアクセスの向上などを図るとの前向きな返答があった一方、評価を担える人材の確保等が課題との返答があった。

問題提起：

1. 最終とりまとめ案では、過去の審査・評価体制の検証が不十分なまま新しい仕組みの提案がなされている。また、事業を批判的な観点から検証し、それを JICA が自ら公表する組織体制として不十分。JICA の評価部局において、批判的な評価結果を出すことの阻害要因とならない人事制度・組織体制を構築する必要がある。
2. 案件レベルの事後評価のレビューを行う外部委員会を設置し、批判的な意見を持つ NGO も委員に含め、且つ一般への公開・参加者の発言も認めるべきである。案件レベルの事後評価報告書は現状でも妥当性や環境社会影響の記載が不十分なため、これを簡素化するべきではない。
3. 評価のフィードバックを個々の案件に適切に反映させるため、上記外部委員会が、準備段階の案件に対して反映可能な教訓を個別具体的に検討し、JICA 理事長に勧告を出す仕組みが必要。事業展開計画（ローリングプラン）の内容拡充が必要なため、これを簡素化するべきではない。
4. 外務省最終とりまとめ案において適正な案件形成確保のために提案されている「ODA 適正会議（仮称）」においても、批判的な意見を持つ NGO も委員に含め、且つ一般への公開・参加者の発言も認めるべきである。
5. PDCA サイクルに関する実施体制、審査・評価基準、情報公開等に関しては、引き続き公開の場で議論すべき。